



通院1回500円の自己負担金がなくなります

こども医療費の無償化

現在、受給者証を持っている人は、無償化に伴う手続は不要です（制度について詳しくは、11ページをご覧ください）。



こども医療費無償化に伴う変更点

これまで1回500円、月4回まで支払っていた自己負担金が10月からなくなります。

また、所得の合計が一定額を下回る世帯を対象とした、こども医療費の自己負担金の払戻制度を廃止します。

受給者証の有効期限

子どもが18歳を迎えてから初めての3月31日

※新しい受給者証は9月中旬に発送します。

※来年以降、毎年10月に行っていた

受給者証の更新がなくなります。

有効期限までずっと使用するので、大切に使ってください。

注意点

・資格確認のため、受給者証は引き続き医療機関の窓口で提示してください

・9月受診分までは、従来の制度に基づき、自己負担金がかかります

対象となる医療

保険適用の診療に伴う自己負担分

※保険診療対象外（自費診療）の費用（健

診代・個室料・紹介状なしで受診した場合の特別初診料など）は、対象外です。

受診方法

各医療機関の窓口で、受給者証を提示してください。

【ほかの公費による受給者証を

持っている場合】

①ひとり親家庭等医療費助成金受給者証・重度医療受給資格者証を持っている子ども

↓「こども医療費受給者証」を提示

②①以外の公費による受給者証を持っている子ども

↓「こども医療費受給者証」は提示せず、各受給者証を提示

※診療日から1年以内に、領収書と公費受給者証を持参し、子育て給

付課の窓口で申請すると払い戻しができます。

問合せ

子育て給付課

☎0545(55)2738 FAX0545(55)2653

E kosodatekyufu@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント



富士市で火災は何件？

令和8年上半期の火災発生状況

9月19日から始まるシルバーウィーク前に、身の回りを確認しましょう。

火災の発生状況

市内で今年1～6月に発生した火災の件数は39件でした。たばこが原因の「その他の火災」が増加しています。

火災種別	令和8年	令和7年	対前年比
建物火災	20	27	-7
林野火災	1	1	±0
車両火災	4	5	-1
その他の火災	14	9	+5
合計	39	42	-3

夏が終わっても要注意！

「置き去りバッテリー」は発火の危険

●許容温度は45度まで！

モバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池製品が耐えられる限界の温度（最高許容周囲温度）は、一般的に45度と定められています。

●秋の直射日光でも車内は危険地帯に

「もう涼しい秋だから」という油断は禁物です。9月の晴天時、車内はあつという間に45度を大幅に超える高温空間へと変わります。

密閉された車内でバッテリーが過熱されると、製品の膨張や液漏れ、さらには突然の発煙・発火を引き起こし、車両火災に至る重大なリスクがあります。リチウムイオン電池製品は、車外に持ち出すことを徹底してください。



●衝撃リスクにも注意

強い衝撃を受けたバッテリーは、外見に変形がなくても内部がショートし、時間が経ってから突然発火することがあります。

安全のため、すぐに使用や充電を中止してください。

問合せ

予防課（消防防災庁舎2階）

☎0545(55)2861 FAX0545(53)4633

E fi-yobou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲火災予防